

風俗環境保全協議会の委員の委嘱について（通達）

平成28. 6. 21 例規生企第31号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、平成28年6月23日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この通達は、風俗環境保全協議会に関する規則（平成28年京都府公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第4条の規定により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条の4第1項に規定する風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の委員の委嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委嘱手続

(1) 委嘱の上申

協議会を設置する地域を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）は、管轄する地域の協議会が委員の委嘱を必要とするときは、規則第3条第1項第2号に掲げる者に該当すると認める者を、当該地域の協議会の委員の候補者として、風俗環境保全協議会委員委嘱上申書（別記様式第1号）により、京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申（生活安全企画課長経由。以下同じ。）するものとする。

(2) 委員の委嘱

ア 公安委員会による協議会の委員の委嘱は、委嘱状（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

イ 前記2の(2)のアの委嘱状の交付は、管轄署長を通じて行うものとする。

3 解嘱手続

(1) 解嘱の上申

管轄署長は、管轄する地域の協議会の委員に規則第3条第3項に規定する解嘱の事由があるときは、当該委員の解嘱を、風俗環境保全協議会委員解嘱上申書（別記様式第3号）により、公安委員会に上申するものとする。

(2) 委員の解嘱

ア 公安委員会による協議会の委員の解嘱は、解嘱通知書（別記様式第4号）を交付して行うものとする。

イ 前記3の(2)のアの解嘱通知書の交付は、管轄署長を通じて行うものとする。

4 風俗環境保全協議会委員委嘱簿の備付け

生活安全企画課長は、風俗環境保全協議会委員委嘱簿（別記様式第5号）を備え付け、協議会の委員の委嘱及び解嘱の状況を明らかにしておくものとする。

別記

様式第 1 号

年 月 末日 廃棄

京都府公安委員会 殿

第 号
年 月 日
京都府 警察署長

風俗環境保全協議会委員委嘱上申書

ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	連絡先 — —
職 業 等	
上申の理由	
備 考	

委 嘱 状

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定により

年 月 日から 年 月 日までの間

風俗環境保全協議会の委員に委嘱します。

年 月 日

京都府公安委員会 印

様式第 3 号

年 月末日廃棄

京都府公安委員会 殿

第 号
年 月 日
京都府 警察署長

風俗環境保全協議会委員解嘱上申書

	委嘱年月日	年 月 日
風俗環境保全協議会委員の住所、職業、氏名及び生年月日（年齢）	住 所 職 業 (ふりがな) 氏 名 生年月日	年 月 日 (歳)
解嘱を必要とする理由		
備 考		

解嘱通知書

(氏 名)

(通知事項)

風俗環境保全協議会の委員を解嘱します。

(解嘱年月日)

年 月 日

京都府公安委員会 印

